

館山市公告第 5 3 号

第三中学校改築工事 基本設計業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告する。

平成 30 年 4 月 20 日

館山市長 金丸 謙一

記

1. プロポーザルに付する事項

- (1) 業 務 名 第三中学校改築工事 基本設計業務
- (2) 業務概要 本業務は、仕様書等に基づいて、第三中学校施設整備のための基本設計を行うことを目的とし、施設整備に当たっては、特殊な知識と柔軟な対応が求められることから、見積書による金額評価と面談審査の内容の総合的な評価により、最適な委託予定業者の選定を行うものである。
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル
- (4) 委託期間 契約締結の日から平成 31 年 2 月 28 日
- (5) 契約上限額 29,916,000 円(税込)

2. プロポーザル参加資格要件

- (1) 当該業務における館山市入札参加適格者名簿に登載されている者
- (2) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
 - ・対象工事の入札日前 6 カ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 参加者は以下の実績を有すること。

過去 15 年間の、元請（単体又は設計共同体（出資比率 30%以上の構成員））で、国又は地方公共団体が発注した、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの建設に関する基本設計及び実施設計業務を完了した実績（新築・改築に限る）。

- (5) 当該業務における総括責任者は、過去 15 年間に延べ 3,000 m²以上の小学校、中学校、高等学校のいずれかの建設に関する基本設計及び実施設計業務において、総括責任者として実績（新築・改築に限る）を有すること。

3. 参加申請期間等

- (1) 申請期間 平成 30 年 4 月 20 日（金）から平成 30 年 5 月 11 日（金）まで
9：00～12：00，13：00～17：00（土曜日，日曜日，祝日を除く）
- (2) 申請方法 持参又は郵送（書留）
- (3) 提出書類 公募型プロポーザル参加申請書
会社概要・設計業務実績書
配置担当者概要・実績書
- (4) 質疑等 平成 30 年 4 月 20 日（金）から平成 30 年 5 月 2 日（水）12：00 まで，
電子メールで受け付ける。
回答については，平成 30 年 5 月 8 日（火）17：00 までに，電子メールで回答する。
現場説明会は，実施しない。

4. 申請書，仕様書，要領等の配付

平成 30 年 4 月 20 日（金）から平成 30 年 5 月 11 日（金）まで館山市役所ホームページ（<http://www.city.tateyama.chiba.jp/>），「しごと・産業情報／入札・契約／プロポーザル」からダウンロードすること。

5. プロポーザル参加を希望する際の提出書類等について

詳細は，「第三中学校改築工事 基本設計業務委託 業者選定要領」（以下「要領」という。）を参照すること。

6. 参加資格の審査結果の通知

参加可となった業者のみ，平成 30 年 5 月 15 日（火）までに電子メールで通知する。
通知のあった場合は，指定された期日までに必要な書類を提出すること。

*詳細は，要領を参照すること。

*応募者が 8 社を超える場合は，会社及び配置担当者の実績ポイントを評価し，上位 8 社までを審査委員会（提案説明）の対象とする。また，参加資格者が 1 社の場合でも審査委員会（提案説明）を実施し，選定の可否を決める。

7. 提案書提出期限

平成 30 年 6 月 20 日（水） 17：00 まで 持参又は郵送（書留）

8. 提案説明会開催日時及び場所

平成 30 年 6 月 26 日（火） 10：00 から（予定）

館山市役所 本館 2 階会議室

9. 申請・提出先

〒294-8601

千葉県館山市北条 1,145-1 館山市役所

建設環境部 建築施設課 施設整備係

TEL：0470-22-3752, FAX：0470-23-3116

メールアドレス：kenchikushisetsu@city.tateyama.chiba.jp